

門真市自治基本条例 の運用状況について

市民文化部 地域政策課

前文	
前文	逐条解説
門真市は、北に淀川、東に生駒山を擁し、西に広がる大阪のまちと連なる河内平野のほぼ中央に位置し、縄文時代の土器や弥生時代の銅鐸(たく)が発見されるなど、約 3500 年前から人々の暮らしが営まれてきた歴史あるまちです。 私たちの先人は、低湿地、洪水などの自然と対峙(じ)し、水路や築堤(ちくてい)、段蔵(だんくら)、バツタリ、水防・水利組織等の創意工夫を行い、自然とまちが一体となった故郷を形成してきました。自然の恩恵を受け、既に中世には、池や沼地を除いて、農地が開墾され、近世には、蓮(れん)根や慈姑(くわい)の栽培も盛んになりました。 また、まちの発展は、脈々と続く自治の歴史の蓄積によるもので、共同体から村や町を形成し、定住可能な都市として発展の礎を築きました。まちには、相互扶助と独立の精神、さらには結束力があり、生活の安定が侵されようとしたときは、それに応える自治がありました。 加えて、平和憲法の制定や核兵器廃絶に向けた活動、国際的な企業の創業等、歴史的に活躍した人々をはじめ、様々な舞台で奮闘した先人たちの努力と郷土愛の結晶として、わがまち門真があります。 昭和 38 年に市制を敷いた門真市は、昭和 48 年には市民の総意として「門真市民憲章」を制定し、人間の尊厳と住民の自治の確立に向けて取り組むことを宣言しました。その後、平成 12 年 4 月にいわゆる地方分権一括法が施行され、わが国は地方分権の夜明けを迎え、住民の自治を基盤とした地方自治のあり方が一層問われるようになってきました。 また、今日の社会状況は、産業構造や経済状況の変化、国際化と情報化の進展、総人口の減少、少子高齢化等、大きく変わりつつあります。地域活性化、子育て、教育、防犯、防災、文化、生涯学習、社会保障、環境、産業振興等、市民のニーズは多様化し、かつ、高度化してきており、人間関係の希薄化等、様々な解決すべき課題も発生しています。	(前文) 前文は、門真市の紹介や自治の歴史、将来像など、自治基本条例前文で述べたことについて、公募市民委員それぞれから提出されたものを基本として、まとめたものです。 前文の構成としましては、前段では、門真市の地勢や成り立ちについて述べ、中段では、社会情勢の変化及び地方分権の進展について、後段では、門真市の目指す将来像について述べております。

そこで、これらの課題を解決し、品格があり誇りを持って住み続けたいと思えるまち、子どもたちの未来に希望の持てる安全で安心なまちを構築する必要があります。そのために、私たち市民一人ひとは、自然や社会から多くの恩恵を受けていることを自覚し、自らの権利と責務を重く受け止め、多様な人と人とのつながりを大切にして力を寄せ合うことで、ありがたいの気持ちと奉仕の精神を基盤とし、市民力を一層高め、楠(くすのき)が大空に向かって高くそびえるその姿のように、しっかりと大地に根を張った地域力を育てていきます。 地方分権の進展とともに、市民が起点となり、生成し自ら発展していく自律発展都市の形成は不可欠となってきました。そのためこれからは、より一層市民から信頼され、開かれた議会や市役所を確立し、総合計画等が目指す姿を実効性のあるものにしていかなければなりません。市民、議会及び市役所は、お互いの立場を尊重し、それぞれの強みを活かし、足らずを補い合い、お互いに「見える」形で持続可能な自治を追求することを決意しました。 そこで、門真市の自治の最高規範性を有するものとして、市民みんなが共有すべき門真市自治基本条例を制定し、これをもって今、私たちは新たな自治の一步を踏み出します。					
推進委員会からのご意見（修正案等）	条例の運用状況				
	運用状況評価対象除外 ※理由 本市の歴史や目指す将来像等が記載されており、施策の実施状況や具体的な運用状況を定量的に測定・評価するものではないことから				
	<table><tr><td>評価</td><td>評価理由</td></tr><tr><td> ☐ 妥当 ☐ 概ね妥当 ☐ 十分でない ☐ 不十分 </td><td></td></tr></table>	評価	評価理由	☐ 妥当 ☐ 概ね妥当 ☐ 十分でない ☐ 不十分	
	評価	評価理由			
☐ 妥当 ☐ 概ね妥当 ☐ 十分でない ☐ 不十分					

第 1 章 総則		
第 1 条 目的	逐条解説	
(目的) 第 1 条 この条例は、門真市の自治の基本理念を明らかにし、市民、議会及び市役所が協働によるまちづくりの基本原則等を理解し、自治の確立及び市民の福祉の増進を図ることを目的とします。	(目的) 第 1 条 自治基本条例の目的として、「自治の基本理念の確立」そして「市民福祉の向上」を目的として定めることを述べています。	
推進委員会からのご意見（修正案等）	条例の運用状況	
	運用状況評価対象除外 ※理由 本条例の基本原則及び目的を定めているものであり、運用状況を定量的に測定・評価するものではないことから	
	評価	評価理由
	☐ 妥当 ☐ 概ね妥当 ☐ 十分でない ☐ 不十分	

第 1 章 総則			
第 2 条 定義		逐条解説	
(定義) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるものとします。 (1) 市民 門真市の区域内に在住し、在勤し、若しくは在学する者、門真市の区域内で市民活動を行う者若しくは団体又は事業所をいいます。 (2) 事業所 門真市の区域内で事業活動を行う個人又は法人をいいます。 (3) 議会 政策立案、立法及び市役所の監視を主な目的とする、議案の審議及び議決の機能を持つ意思決定機関をいいます。 (4) 市役所 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会並びにその執行に関わる職員をいいます。 (5) 協働 市民、議会、市役所等多様な主体が、地域の課題を共有し、共通の公共的な目的に向かって果たすべき役割を自覚し、お互いに補完し、及び協力することをいいます。 (6) 市民力 市民一人ひとりが、それぞれの役割を果たし、地域の課題の解決に向けて考え、取り組む力をいいます。 (7) 地域力 市民力を結集することによって、地域の課題を解決し、地域を発展させていく力をいいます。		(定義) 第 2 条 自治基本条例は、本市の自治における基本的な考え方（理念）を定めるものであるため、従来の他条例とは性格が異なるものです。 例えば、一般的な条例の表現は、「である調」で記述しますが、市民と共有し、推進していくための基本となる条例ですので親しみやすくするため、「です・ます調」で表現しています。	
推進委員会からのご意見（修正案等）		条例の運用状況	
		運用状況評価対象除外 ※理由 本条例内の用語の定義を定めているものであり、運用状況を定量的に測定・評価するものではないことから	
		評価	評価理由
		☐ 妥当 ☐ 概ね妥当 ☐ 十分でない ☐ 不十分	

第 2 章 自治の基本原則		
第 3 条 基本理念		逐条解説
(基本理念) 第 3 条 将来を担う子どもたちに、誰もが住みたい、住み続けたいと思えるまちを引き継ぐために、市民、議会及び市役所が協働し、地域全体の自治に対する意識の向上を図ることで、市民力及び地域力を高め、生成し自ら発展していく自律発展都市の形成を目指すことをこの条例の基本理念とします。		(基本理念) 第 3 条 本条例の目的である「自治の基本理念の確立」とは、「住みたい」「住み続けたい」と思えるまちをつくるため、「協働」を進め、「自律発展都市の形成」を目指すことであるということをこの条で述べています。
推進委員会からのご意見（修正案等）		条例の運用状況
		運用状況評価対象除外 ※理由 本条例の基本的な理念を定めており、運用状況を定量的に測定・評価するものではないことから
		評価
		評価理由
		☐ 妥当 ☐ 概ね妥当 ☐ 十分でない ☐ 不十分

第2章 自治の基本原則		
第4条 最高規範性	逐条解説	
(最高規範性) 第4条 この条例は、門真市の自治の最高規範性を有し、市民、議会及び市役所は、誠実にこれを遵守しなければなりません。 2 条例、規則等の制定及び改廃並びにこれらの解釈及び運用を行う場合は、この条例の趣旨を尊重し、整合性を図らなければなりません。	(最高規範性) 第4条 本条例は自治の基本理念を定めるものですので、この理念を尊重し、他の条例等は制定されなければなりません。 そこで、この条において最高規範性について述べています。 ただし、他の条例と比較した場合の序列としての上位性（他の条例の上に位置する）、文言や定義等について制限をかける（「市役所」という表現で統一するなど）位置付けではないため、「最高規範性を有する」という表現になっています。 理念的な制約の例としては、会議等の公開や公募市民委員が参画する機会の設定などに努めなければならないなどが挙げられます。	
推進委員会からのご意見（修正案等）	条例の運用状況	
	運用状況評価対象除外 ※理由 本条例が本市の自治の最高規範性を有することを定義しており、運用状況を定量的に測定・評価するものではないことから	
	評価	評価理由
	☐ 妥当 ☐ 概ね妥当 ☐ 十分でない ☐ 不十分	

第2章 自治の基本原則		
第5条 協働によるまちづくりの基本原則	逐条解説	
(協働によるまちづくりの基本原則) 第5条 市民、議会及び市役所は、この条例で定める事項を、次に掲げる協働によるまちづくりの基本原則により、推進します。 (1) 情報共有 市民、議会及び市役所は、それぞれが持つ情報を公開し、及び共有し、透明性の高い門真市にすることを原則とします。 (2) 参加及び参画 市民、議会及び市役所は、市及び地域に関する情報の収集に努め、それらに主体的に関わることを原則とします。 (3) 対等 市民、議会及び市役所は、対等な立場でそれぞれの役割を尊重し、特長を活かしながら、課題に取り組むことを原則とします。	(協働によるまちづくりの基本原則) 第5条 協働を進めていく基本原則として3項目を掲げています。 第1号の「情報共有」は、課題や考え方を共有することが、協働への第一歩であり、そこから協働への取組みが進められるという点から 1 番目に述べております。 第2号の「参加・参画」は、情報を共有した上で、主体性を持って関わっていくことが必要であることを述べています。 第3号の「対等」は、お互いが主体的な役割を担いながら、その特長を活かし取り組むことを述べています。特に公共の福祉の向上を担う市役所と地域の活性化に取り組む市民との関係は、担うべき役割が異なる部分があります。 その点にとらわれ否定しあうのではなく、それぞれの立場を理解し、尊重しながら役割を果たす必要性を述べています。	
推進委員会からのご意見（修正案等）	条例の運用状況	
	運用状況評価対象除外 ※理由 基本原則について述べているものであり、運用状況を定量的に測定・評価するものではないことから	
	評価	評価理由
	☐ 妥当 ☐ 概ね妥当 ☐ 十分でない ☐ 不十分	

第2章 自治の基本原則						
第6条 総合計画		逐条解説				
(総合計画) 第6条 総合計画は、将来のまちづくりの展望及び方向性を明らかにする基本構想、これに基づく基本計画等からなるもので、この条例の理念を尊重します。 2 市民は、総合計画の実現に向け、協働によるまちづくりを推進する活動に参加し、及び参画するよう努めます。 3 議会は、総合計画の実現に向け、市政の運営に対する監視、協力等を推進します。 4 市役所は、総合計画に基づき、総合的かつ計画的な市政の運営に努めます。		(総合計画) 第6条 本条例は、理念条例として位置付けており、具体的なまちづくりの方向性等は総合計画において述べられるものです。 第5次総合計画では、協働を軸としたまちづくりを基本として述べられておりますので、本条例と総合計画を両輪として、協働を進めていく必要があります。 そのため、本条では、総合計画との関わりについて述べ、今後の総合計画策定において自治基本条例の理念に沿ったものにしていく必要性を述べています。				
推進委員会からのご意見（修正案等）		条例の運用状況				
		運用状況評価対象除外 ※理由 総合計画との重層的な関係性及び、総合計画の実現に向けた役割を定めたものであり、運用状況を定量的に測定・評価するものではないことから				
		<table><tr><th>評価</th><th>評価理由</th></tr><tr><td> ☐ 妥当 ☐ 概ね妥当 ☐ 十分でない ☐ 不十分 </td><td></td></tr></table>	評価	評価理由	☐ 妥当 ☐ 概ね妥当 ☐ 十分でない ☐ 不十分	
		評価	評価理由			
☐ 妥当 ☐ 概ね妥当 ☐ 十分でない ☐ 不十分						

第3章 市民・議会・市役所の役割		
第7条 市民の役割		逐条解説
(市民の役割) 第7条 市民は、協働によるまちづくりの基本原則を踏まえ、自治の推進を図るとともに、お互いの権利及び責務を理解し、市民モラルが向上するよう自助努力します。 2 市民は、多様な価値観を知り、お互いの立場を尊重し、及び連携し合うことにより、協働によるまちづくりに責任と主体性をもって取り組むよう努めます。 3 市民は、議会及び市役所に関する情報を知る権利並びに市政に参加し、及び参画する権利があります。 4 市民は、門真の歴史及び文化に親しみ、まちの誇りとして継承するとともに、多様な文化の育成に努めます。 5 市民は、人及び地域とのつながりの大切さを知り、それらに積極的に関わりを持つことによって、市民力及び地域力の向上に努めます。 6 市民は、子どもの健全育成を図るため、地域が一体となって子どもを見守る 環境の整備に努めます。		(市民の役割) 第7条 市民に果たしていただきたい役割等について述べています。 第1項は第5条で掲げた「協働によるまちづくりの基本原則」を理解し、地域との関わりを持つことを述べています。 さらに個人としてモラルの向上、自助努力の必要性を述べています。 第2項は、他者への理解から始まり、支え合うことによって、協働は進められるとの思いから述べられています。 第3項は、知る権利、参加・参画する権利について述べています。 第4項は、歴史や文化から良い部分を学び、まちづくりへの関心を持ってもらいたいとの思いから述べられています。 第5項は、人と人とのつながりを見直し、地域との関わりを持つ必要性を述べています。お互いを知り、支え合うことができる環境は暮らしやすく住み続けたいまちになると考えています。 第6項は、将来のまちづくりの担い手となる子どもたちを地域全体で守り育てていく環境を整えていく必要性を述べています。
推進委員会からのご意見（修正案等）		条例の運用状況
		資料 11 門真市自治基本条例運用状況評価資料 1 ページからを参照
		評価
		評価理由
		☐ 妥当 ☐ 概ね妥当 ☐ 十分でない ☐ 不十分

第3章 市民・議会・市役所の役割			
第8条 事業所の役割		逐条解説	
（事業所の役割） 第8条 事業所は、地域社会を構成する一員として、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に貢献するよう努めます。		（事業所の役割） 第8条 事業所は、本条例において「市民」に含んでいますが、事業活動を行う上で、地域の発展は欠かせないものであり、まちづくりの主体を担っていただきたい願いから別に条を設け、述べています。	
推進委員会からのご意見（修正案等）		条例の運用状況	
		運用状況評価対象除外 ※理由 事業所については、市民の役割に含まれており、本条では事業所にまちづくりの主体を担っていただきたいとの願いから定められた条文であり、運用状況を定量的に測定・評価するものではないことから	
		評価	評価理由
		☐ 妥当 ☐ 概ね妥当 ☐ 十分でない ☐ 不十分	

第3章 市民・議会・市役所の役割		
第9条 議会の役割		逐条解説
(議会の役割) 第9条 議会は、市政を進めるに当たっての議案の審議及び議決並びに市役所の監視を行う機関として、市民への積極的な情報の発信を行う等、開かれた議会の運営に努めます。 2 議会は、広く市民の声を議会の運営に反映させるとともに、調査を行い政策形成に努めます。 3 議会は、言論の府であり、その活性化を推進するために、改革に努めます。		(議会の役割) 第9条 議会の役割として、情報の発信等の広報機能と広く意見を聴き、議会運営に反映させる広聴機能について述べています。
推進委員会からのご意見（修正案等）		条例の運用状況
		資料 11 門真市自治基本条例運用状況評価資料 3 ページからを参照
		評価
		評価理由
		☐ 妥当 ☐ 概ね妥当 ☐ 十分でない ☐ 不十分

第3章 市民・議会・市役所の役割			
第10条 議員の役割		逐条解説	
(議員の役割) 第10条 議員は、市民の意思を的確に反映させ、公正かつ誠実に職務を遂行するとともに、市役所の監視を行う機関の一員として、市役所の公正な職務の執行に向け、役割を果たすよう努めます。 2 議員は、議会の役割を遂行するため、自己研鑽(さん)に努め、議案の審議及び政策の提案を行います。		(議員の役割) 第10条 議会を構成する議員個人の求められる役割として、市民の代表者として、また市役所を監視する機関の一員としての役割が述べられています。	
推進委員会からのご意見（修正案等）		条例の運用状況	
		運用状況評価対象除外 ※理由 議員の役割については、議会を構成する議員個人の求められる役割を述べており、運用状況を定量的に測定・評価するものではないことから	
		評価	評価理由
		☐ 妥当 ☐ 概ね妥当 ☐ 十分でない ☐ 不十分	

第 3 章 市民・議会・市役所の役割		
第 11 条 市役所の役割		逐条解説
(市役所の役割) 第 11 条 市役所は、市政への参加及び参画の機会を積極的に設け、市民及び議会からの意見及び提案を適切に施策に反映させるよう努めます。 2 市役所は、必要とするところに必要な情報が届くよう、積極的な情報公開及び情報提供に努めます。 3 市役所は、市民サービスの公平性及び公正性を保ち、市民サービスの向上を図るため、市民と共に行政評価を行う等、行政活動の不断の見直しに努めます。 4 市役所は、この条例の基本理念を実現するため、組織の力を高め、職員の人材育成に努めます。		(市役所の役割) 第 11 条 市役所の役割として、第 1 項では市民の参加・参画の機会を積極的に設けていくことが述べられています。 市民と協働してまちづくりを進めていくためには、意見を聴く場や意見を交換する場を積極的に持っていくことが必要です。 第 2 項では、情報の提供、広報機能の充実強化が述べられています。 情報の発信だけではなく、正確に適切に周知できる方法を模索し続けることが必要です。 第 3 項では、公平・公正さを保ち、市民サービスの向上を図ることは市役所の責務ですが、その検証を行う行政評価を市民の皆様と行うことが必要であると考えています。 第 4 項では、市役所の役割を果たすためには、担い手である職員の人材育成に努める必要性が述べられています。
推進委員会からのご意見（修正案等）		条例の運用状況
		資料 11 門真市自治基本条例運用状況評価資料 12 ページからを参照
		評価
		評価理由
		☐ 妥当 ☐ 概ね妥当 ☐ 十分でない ☐ 不十分

第 3 章 市民・議会・市役所の役割		
第 12 条 職員の役割		逐条解説
(職員の役割) 第 12 条 職員は、この条例の基本理念を実現し、全体の奉仕者として適法かつ公正に職務を遂行するため、自己研鑽(さん)に努めます。 2 職員は、業務に関して要望等を口頭により受けたときは、その内容を確認し、簡潔に記録することに努めます。		(職員の役割) 第 12 条 職員個人としても、自らを高め、本条例の理念を実現するよう努める必要がありますので、第 1 項で述べております。 第 2 項では、市民等から受けるさまざまな要望や要求について簡潔に記録し、公平・公正な執行と不当要求を許さない環境づくりに努める必要性を述べています。
推進委員会からのご意見（修正案等）		条例の運用状況
		運用状況評価対象除外 ※理由 職員の役割については、職員個人の求められる役割を述べており、運用状況を定量的に測定・評価するものではないことから
		評価
		評価理由
		☐ 妥当 ☐ 概ね妥当 ☐ 十分でない ☐ 不十分

第 4 章 国及び他の地方公共団体との連携		
第 13 条 国及び他の地方公共団体との連携		逐条解説
(国及び他の地方公共団体との連携) 第 13 条 市役所は、国及び他の地方公共団体と対等及び協力の関係を保ちつつ、共通する課題に連携して適切に対処するよう努めます。		(国及び他の地方公共団体との連携) 第 13 条 課題によっては、広域的な対応を必要とする場合があります。 国や府をはじめ、他の自治体と緊密な情報の交換等を行いながら、適切な対応がとれるよう連携を図っていくことを述べています。
推進委員会からのご意見（修正案等）		条例の運用状況
		資料 11 門真市自治基本条例運用状況評価資料 19 ページからを参照
		評価
		評価理由
		☐ 妥当 ☐ 概ね妥当 ☐ 十分でない ☐ 不十分

第 5 章 協働の基盤の整備		
第 14 条 協働の基盤の整備		逐条解説
(協働の基盤の整備) 第 14 条 市民、議会及び市役所は、お互いが見えやすく、相互理解が深まる よう、情報共有の促進等、開かれた環境の形成に努めます。 2 市民、議会及び市役所は、お互いの役割を尊重し、目的を共有するとともに、企画、実施、評価及び改善の一連の政策形成の過程において、協働 関係を構築していきます。		(協働の基盤の整備) 第 14 条 協働を進めていく環境を整えるためには、情報の共有を図る必要があることを第 1 項で述べています。 第 2 項では、P D C A サイクルの実施において、目的を共有し、市民とともに実施することで緊密な協働関係を築いていくことを述べています。
推進委員会からのご意見（修正案等）		条例の運用状況
		資料 11 門真市自治基本条例運用状況評価資料 22 ページからを参照
		評価
		評価理由
		☐ 妥当 ☐ 概ね妥当 ☐ 十分でない ☐ 不十分

第 6 章 地域の自治の推進		
第 15 条 地域の自治の推進	逐条解説	
(地域の自治の推進) 第 15 条 市民は、安全で安心して暮らせる地域の自治を拡充するため、自主的に、地域の課題を共有し、助け合い、解決に向けて行動し、及び協働を推進するよう努めます。	(地域の自治の推進) 第 15 条 安全・安心して暮らせるまちづくりは、市役所だけで取り組むことは不可能です。 まず、自分たちの地域について、知り、考え、行動し、解決していくことが必要であることを述べています。	
推進委員会からのご意見（修正案等）	条例の運用状況	
	資料 11 門真市自治基本条例運用状況評価資料 25 ページからを参照	
	評価	評価理由
	☐ 妥当 ☐ 概ね妥当 ☐ 十分でない ☐ 不十分	

第 6 章 地域の自治の推進		
第 16 条 地域会議の推進	逐条解説	
(地域会議の推進) 第 16 条 市民は、身近な共同体意識の形成が可能な一定の地域において、地縁による団体、目的別団体等多様な主体の構成による地域の共通課題の解決に向けた協働の推進に取り組む組織（以下「地域会議」といいます。）を設立することができます。 2 市役所は、地域会議の設立及び活動を支援します。 3 地域会議への支援の方法等については、別に定めます。	(地域会議の推進) 第 16 条 中学校区を一つの単位として、地域の共通課題について考える新たな地域コミュニティについて第 1 項で述べています。 このコミュニティは、地域を構成する自治会や個人、各種団体が集まり、地域の共通課題について取り組むことを想定しています。 第 2 項は、地域の課題を解決するために、市民だけではなく、市役所も積極的に関わっていくことを述べています。 第 3 項は、地域会議の在り方についての詳細は別に定めるものとしています。	
推進委員会からのご意見（修正案等）	条例の運用状況	
	資料 11 門真市自治基本条例運用状況評価資料 28 ページからを参照	
	評価	評価理由
	☐ 妥当 ☐ 概ね妥当 ☐ 十分でない ☐ 不十分	

第 7 章 条例の効果と改善		
第 17 条 自治基本条例推進委員会	逐条解説	
(門真市自治基本条例推進委員会) 第 17 条 この条例の運用状況を評価し、実効性を高めるため、門真市自治基本条例推進委員会（以下「委員会」といいます。）を設置します。 2 委員会は、必要に応じてこの条例の見直し等について検討し、改正が必要と判断した場合は、市役所に提言を行います。 3 前 2 項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定めます。	(門真市自治基本条例推進委員会) 第 17 条 本条例が実効性のあるものになっているかどうかを検証する組織として、自治基本条例推進委員会の必要性が述べられています。 市民を起点とした自治を推進するためには、公募市民等を委員とした委員会を設置し、本条例の見直し等を含め、本条例の推進を図ることが必要です。 第 2 項は、必要に応じて委員会を開催し、改正が必要な場合は、市役所に提言を行うこと述べています。 第 3 項は、自治基本条例推進委員会の詳細は別に定めるものとしています。	
推進委員会からのご意見（修正案等）	条例の運用状況	
	運用状況評価対象除外 ※理由 委員会の設置や改正の提言等については、運用状況として定量的に測定・評価するものではないことから	
	評価	評価理由
	☐ 妥当 ☐ 概ね妥当 ☐ 十分でない ☐ 不十分	